

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月10日（木）午前8時57分から午前9時13分

2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（1名） 担当区域4 白戸 卓郎

5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第12号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第8号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第9号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 鹿内 日愛

7 会議の概要

事務局 ただいまより、4月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。1番の中山静子委員と2番の中山稔委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ

ったので、審議を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 11 号について説明いたします。
今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 2 件です。
3 ページをお開きください。
所有権移転の整理番号 9 番は、垂柳高畑の畑 3 筆、合計 1,801 m²です。
譲渡人が当該農地を手放したい意向であったため、隣接地を耕作している譲受人に申し出て贈与することとなったものです。
次に、整理番号 10 番は、大根子小川原田の田 2 筆、合計 3,732 m²です。
譲受人が経営規模拡大のため取得を希望し、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。
以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 11 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 11 号は原案のとおり決定することとします。
次の議案第 12 号につきましては、4 番浅利進委員、6 番須藤和委員、推進委員の鈴木哲也委員及び私が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで退席となります。
議長につきましては、会長職務代理者をお願いします。

(白戸会長、4 番浅利進委員、6 番須藤和委員、鈴木哲也推進委員 退席)

会長職務代理者

白戸会長に代わり、議事を進行させていただきます。
議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 本議案は、田舎館村が農地中間管理機構へ提出する農用地利用集積等促

進計画案に対して、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

今月の案件は、一括方式による賃貸借権設定が15件、機構借入農地の再配分による賃貸借権設定が1件です。

5ページをお開きください。

一括方式による賃貸借権設定の整理番号1番は、前田屋敷南一本柳の田2筆、合計5,200㎡です。

以前の借り手の経営規模縮小により、新たな受け手と貸借するものです。整理番号2番は、豊蒔川崎の畑4筆、合計960㎡です。

当該農地は保全管理の状態であったことから、りんごの規模拡大を図る賃借人が耕作を希望し、貸借することとなったものです。

なお、当該農地は、整理番号3番と整理番号4番の畑と一体的に耕作されるものです。

次に、整理番号3番は、豊蒔川崎の畑5筆、合計3,265㎡です。

賃借人の経営規模拡大のため、貸借するものです。

6ページをお開きください。

整理番号4番は、豊蒔川崎の畑4筆、合計2,500㎡です。

賃借人の経営規模拡大のため、貸借するものです。

整理番号5番は、豊蒔西牡丹森の畑1筆と豊蒔南前田の畑3筆の合計3,004㎡です。

当該農地は、以前の借り手の経営規模縮小により1月に解約された農地で、今回新たな受け手と貸借するものです。

整理番号6番は、豊蒔川崎の畑、477㎡です。

当該農地は、以前も賃借人が借受けていた農地ですが、規模縮小のため、今年の1月に他8筆の農地と併せて解約したものです。

その後、新たな受け手を探しましたが、農地の位置や形状を考慮して、隣接地の耕作者である賃借人と協議を行い、改めて貸借することとなったものです。

7ページをお開きください。

整理番号7番は、前田屋敷南畑の畑2筆、合計704㎡です。

賃貸人の経営規模縮小により、近隣を耕作している賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

整理番号8番は、諏訪堂松岡の田、3,919㎡です。

賃借人が経営規模拡大のため耕作を希望し、貸借することとなったものです。

整理番号9番は、大袋前田の田、2,016㎡です。

整理番号 8 番と同様に、賃借人の経営規模拡大のため、貸借することとなったものです。

8 ページをお開きください。

整理番号 10 番は、豊蒔森越の田、1,998 m²です。

賃借人の経営規模縮小により、近隣を耕作している賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

整理番号 11 番は、豊蒔森越の田 5 筆、合計 5,594 m²です。

整理番号 10 番と同様に、賃借人の規模縮小により、貸借することとなったものです。

整理番号 12 番は、畑中新田の田 1 筆と畑 2 筆の合計 3,968 m²です。

近隣の農地を耕作している賃借人からの申し出により、貸借することとなったものです。

野菜の作付で 1 年間耕作をしてみて、状態が良ければ引き続き貸借するというので、今回は貸借期間 1 年となっております。

9 ページをお開きください。

整理番号 13 番は、田舎館前川の田 4 筆、合計 6,331 m²です。

期間満了による契約更新です。

整理番号 14 番は、和泉上種本の田 2 筆、合計 6,742 m²です。

期間満了による契約更新です。

整理番号 15 番は、東光寺長田の田 3 筆、合計 6,176 m²です。

期間満了による契約更新です。

10 ページをお開きください。

機構借入農地の再配分です。

整理番号 1 番は、畑中下川原の田、3,171 m²です。

現在の受け手との解約に伴う新たな受け手への再配分です。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号又は 3 号の要件に該当するものと考えます。

以上で説明を終わります。

会長職務代理者

議案の審議に入ります。

議案第 12 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会長職務代理者

ないようですので、議案第 12 号については「異議なし」として回答することに決定いたします。

ここで議長を交代いたします。

(白戸会長、4 番浅利進委員、6 番須藤和委員、鈴木哲也推進委員 着席)

会 長 議長を交代いたしました。

次に報告事項に入ります。

報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 7 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。12 ページをお開きください。

整理番号 21 番は、中間管理を通した賃貸借を使用貸借に切り替えるために解約を行ったものです。

なお、使用貸借権の設定については、先月の総会において「促進計画作成の要請について」審議された案件となります。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 7 号を終わります。

次に、報告第 8 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 8 号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

14 ページをお開きください。

整理番号 2 番につきましては、高田のほ場整備事業の対象農地のため、中間管理権を設定する必要があることから、自分への使用貸借となっていたものですが、株式会社●●●●に貸付けを行うため解約したものです。

整理番号 3 番につきましては、中間管理事業の使用貸借から賃貸借に切り替えるため解約したものです。

なお、整理番号 2 番と 3 番の新たな貸借については、先月の総会におい

て「促進計画作成の要請について」審議された案件となります。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第8号を終わります。
次に、報告第9号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第9号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第7項の規定により通知書を受理したので報告するものです。

16 ページをお開きください。

今月は、賃貸借権設定が1件で、令和7年1月定例総会において、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請することについて審議された案件です。

令和7年3月21日付けで県が認可、公告を行い、貸借が開始となったものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第9号について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第9号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。